

定期健康診断等業務実施要領（令和8年度）

定期健康診断等の業務については、受注者（以下「健診機関」という。）が定めた規程、作業書及び各種マニュアル等（以下「業務マニュアル等」という。）の手順に従って、その設備、機器、人的体制、健診技術、データ管理等により、安全で精度管理が徹底された過誤のない健康診断を実施するものとし、その実施要領は次のとおりとする。

記

1 実施期間及び時間

(1) 巡回による定期健康診断等（同時に実施する特別健康診断を含む。）

ア 実施期間

5月中旬から11月までの間（月～金曜日（祝日を除く。））

イ 実施時間

おおむね午前8時から12時までの間

ウ 定期健康診断と同時に実施する特別健康診断

- パトカー・白バイ乗務員健診
- 情報機器作業従事者健診
- 航空機整備士健診（定期健康診断に含む）
- 深夜業務従事者健診（年2回実施のうち1回）

(2) 巡回による深夜業務従事者健診

深夜業務従事者健診は、年2回実施するが、そのうち1回は(1)と同時に実施することとし、残りの1回は巡回により別途実施すること。

なお、日程等の詳細については、別途協議するものとする。

(3) 警察学校の採用時健康診断及びB型肝炎特別健康診断

令和8年4月採用者を対象として4月中旬、10月採用者を対象として10月中旬に実施するものとし、実施日については別途協議するものとする。

2 実施場所及び実施日数

別紙①「定期健康診断等巡回実施場所及び実施日数（令和8年度）」のとおり（警察学校の採用時健康診断及びB型肝炎特別健康診断を除く。）とし、日程については、別途協議するものとする。

また、突発的な事案対応等により、中止、延期及び実施場所等の変更を行う必要がある場合は、別途協議するものとする。

3 検査項目及び健診予定人員

別紙②「定期健康診断等検査内容及び健診予定人員」のとおり

4 実施方法

2の実施場所において、巡回により実施すること。ただし、巡回による定期健康診断等によることができない場合は、健診機関の健診施設等において受診させることができる。

5 健診対象者データの作成及び授受

健診対象者データを、発注者が作成し、その目録を添付の上、別途協議のうえ健診機関へ送付する。

なお、警察学校の採用時健康診断については、実施日と併せて別途協議する期日までに送付する。

また、健診対象者データの仕様については、別に定めるものとし、健診機関は、健診対象者データを受領した場合には、健診対象者データと目録を確認し受領書を返送すること。

6 実施要領

(1) 受診票（問診票）及び健診に必要な容器（検尿、便）等の作成及び送付

ア 健診機関は、受領した健診対象者データに基づき、健康診断個人票（一次）及び健康診断問診票を作成すること。この場合において、様式は別途提示するものとするが、記載内容が同一であれば、健診機関で作成した様式で差し支えない。

イ 健康診断個人票（一次）及び健康診断問診票には、所属コード（6桁）、職員番号、氏名、フリガナ、生

年月日、性別等を表示すること。

ウ 健康診断個人票（一次）、健康診断問診票、健診に必要な容器（検尿、便）等を、健診日の2週間前までに当該所属へ直接郵送すること。ただし、警察学校の採用時健康診断については、4月、10月各実施初日の3日前までに送付すること。

エ B型肝炎特別健康診断個人票（様式は、別途提示する。）については、警察学校で作成し、受診日に受診者が持参する。

(2) 健康診断等実施場所の確認

健診機関は、各実施場所の担当者と事前に連絡を取り、場所等の確認を行うこと。

(3) 資機材の搬入及び設営

健診機関は、各実施場所へ検診車（胸部X線及び胃部X線）及び必要な資機材を搬入し設営を行うこと。

なお、資機材の搬入及び設営は、実施日前日の夕方又は実施日に行うこと。

また、長机及び椅子等は、各実施場所において貸与する。ただし、必要数が不足する場合は、健診機関が用意し搬入すること。

(4) 医師、看護師及び業務員の派遣

健診機関は、各実施場所において定期健康診断等を適切かつ効率よく実施するために十分な数の医師、看護師、技師その他の業務員（以下「健診業務員等」という。）を派遣すること。この場合において、健康診断の担当業務、職、氏名、性別、生年月日、その他指示された事項を記載した業務員名簿を実施日の1週間前までに発注者へ提出すること。

(5) 主任者の指定

健診機関は、実施場所ごとに主任者を定め、主任者には、3年以上の健診業務に係る実務経験を有する者を選任すること。

(6) 健康診断の受付等

健康診断の受付及び受診者の誘導等は、健診機関の業務員が実施すること。

また、必要に応じ実施当日の受付名簿を作成し、終了後に各所属担当者の確認を受けること。

(7) 健診業務員等の名札の着用

健診業務員等には、健診機関名、職種名及び氏名を明記した名札を着用させること。

(8) 業務終了報告（各日）

主任者は、実施場所の健診業務が終了したときは、速やかに受診人員数及びその他特異事案等の有無について、実施場所の所属担当者及び発注者に適宜の方法により報告すること。

## 7 検査の方法

(1) 血圧測定

測定値の再現性を確保するため、電子血圧計を使用すること。

なお、最初の測定値が正常値の範囲外の数値の場合は、再度測定すること。

(2) 胃部X線撮影

ア 胃部X線検査に3年以上の実務経験を有している者が行うこと。（日本消化器がん検診学会の胃がん検診専門技師認定者であること。）

イ 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式による。

ウ 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする。)保つとともに副作用等の事故に注意すること。

(3) 心電図検査

ア 心電図検査の健診業務に1年以上引き続き従事している臨床検査技師が行うこと。

イ 検査時に不整脈を発見した場合は、記録時間を適宜延長すること。

ウ 一枚（一人）ごとに校正波（キャリブレーション）を記録した上で、検査を行うこと。

(4) 便潜血反応検査

ア 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間、あるいは検査を外部の検査機関に委託する場合には当該検査機関へ引き渡すまでの間、冷蔵保存すること。

イ 検査を外部の検査機関に委託する場合は、検体は回収後即日当該検査機関へ引き渡すことを原則とし、引き渡しを受けた検査機関においても冷蔵保存をさせること。

(5) 廃棄物の処理

健康診断の実施に伴う廃棄物等（採血針、検尿カップ、脱脂綿等）は、健診機関が回収し適正に廃棄すること。

## 8 健康診断結果の判定

### (1) 読影

#### ア 胸部

胸部X線写真の読影に3年以上従事した経験を有する複数の医師による二重チェックを行うこと。

なお、健診開始前に読影医師の名簿を提出すること（うち1人は、呼吸器科又は放射線科に関連する学会の指導医、認定医、専門医等とする。）。

#### イ 胃部

胃部X線写真の読影に3年以上従事した経験を有する複数の医師による二重チェックを行うこと。

なお、健診開始前に読影医師の名簿を提出すること（うち1名は消化器に関する学会（日本消化器がん検診学会、日本消化器病学会、日本消化器外科学会、日本医学放射線学会等）の指導医、認定医、専門医等とする。）。

### (2) 心電図

心電図の判定は、自動解析装置で判定するだけではなく、心電図の判定に3年以上従事した経験を有する専門の医師による判定を行うこと。

なお、健診開始前に判定医師の名簿を提出すること。

### (3) 比較読影

健康診断の判定において、過年度分のフィルム、心電図等の資料が必要な場合は、発注者に報告し、必要な資料の提供を受け、比較読影を行うこと。

### (4) 外部委託

#### ア 臨床検査

各健診項目の検体検査を外部機関に委託するときは、競争入札参加資格審査申請の際に添付した委託契約書（検体検査の外部委託）に記載している契約検査機関に検体検査を実施させること。

なお、この場合においては、契約書第3条の承諾を受けるものとする。

#### イ 読影

胸部及び胃部の読影の外部委託は、行わないこと。

## 9 X線フィルム等及び心電図の提供

健診機関は、職員の精密検査及び判定結果の確認等のため発注者が必要と認めた場合で、発注者から胸部及び胃部のX線フィルム等の貸与及び心電図の提供についての要請があった場合は、速やかに発注者に提出すること。

また、契約期間が満了した場合においても、5年間、上記と同様の取り扱いとする。

なお、詳細については、別途協議するものとする。

## 10 精度管理等

健診機関は、健康診断の質の向上を図るため、次の項目の実施に努め、発注者から提出の要請があった場合は、これに応えること。

(1) 検査結果の正確性を確保し誤差の縮小のため、標準物質を利用した内部精度管理及び共通試料を使用しその測定結果を比較する外部精度管理評価に努めること。

また、精度管理等の問題があった場合に、業務マニュアル等により適切な対応策を執るとともにその措置が実行できる体制を確実に整備すること。

(2) 検査データの精度管理を定期的に監視し、発注者の要請に対して内部精度管理のデータ等を提出すること。

(3) 健康診断を実施する者の知識及び技能の向上を図るための研修及び資格の取得に努めること。

(4) 検体検査を外部の検査機関に委託する場合は、(1)から(3)までの内容を実施するよう指示し、管理監督すること。

(5) 健診事故等への対応

健康診断実施に係る一連の行為において、健診事故及びトラブル等が発生した場合は、健診業務員等は、健診場所の主任者に報告し、総力を挙げて事態を收拾するとともに事態の大小にかかわらず、速やかに実施場所の所属担当者及び発注者に報告すること。

また、健診事故等への対応については、健診機関が定めた業務マニュアル等により適切な対応を講ずるとともにその概要及び再発防止策等についても事後書面により報告すること。

なお、健診事故等の收拾及び再検査等に要する費用が発生した場合は、健診機関の負担とする（発注者に重大な過失がある場合を除く。）。

(6) その他

ア その他の健診項目の判定基準等については、別途、発注者が指示する。

イ 問診及び診断担当医師は、問診票の記載内容を十分に確認の上、判定を行うとともに診断内容を受診票に明確に記入すること。

ウ 判定等の際に至急精密検査を受ける必要があると思われる場合は、電話、FAX等により直ちに発注者に報告すること。詳細は、別途、発注者が指示する。

## 11 健康診断実施結果の作成及び授受

健診機関は、次のとおり健康診断の結果票等を作成し、1週間毎（月～金曜日）に取りまとめ、各週の最終健診日から起算して4週間後の金曜日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、その目録を添付して発注者へ送付することとし、これによりがたい事態が生じた場合には別途協議するものとする。

また、健診結果のデータ記入・入力に当たっては、必ず複数の者によるチェックを行い、入力ミスのないように努め、入力後もミスがないか入力データを再チェックすること。

なお、様式は別途提示するが、記載内容が同一であれば、健診機関で作成した様式を使用して差し支えない。

### (1) 健康診断結果個人票

健康診断結果個人票を作成すること。ただし、受診者へ交付するものについては、封書とすること。

### (2) 健康診断結果一覧表

所属ごとに、健康診断結果の一覧表を作成すること。

### (3) 健康診断個人票（二次）

健康診断の結果、別途定める判定基準により再検査又は精密検査が必要と判断された場合は、健康診断個人票（二次）を作成すること。

### (4) 健康診断受診者名簿（二次）

所属毎に、二次健康診断該当者の一覧表を作成すること。

### (5) 健康診断結果データ

健康診断結果データを作成するものとし、当該データの仕様は別に示すものとする。

### (6) 特定健康診査結果データ

国の指定する標準的な様式に基づき、特定健康診査項目に該当する健診データを作成すること。

### (7) B型肝炎特別健康診断個人票

健診機関は、B型肝炎特別健康診断個人票に、受診日、検査結果、医療機関及び医師の氏名等を記載すること。

### (8) 作成部数及び送付先

郵送で送付する場合の送付先は、別紙①「定期健康診断等巡回実施場所及び実施日数（令和8年度）」と同様とすること。

帳票名等	作成部数及び送付先		備考
	警察本部厚生課健康管理係	所属等	
健康診断結果個人票		2	1部は封書に入れること。
健康診断結果一覧表	2		
健康診断個人票（二次）		2	1部は封書に入れること。
健康診断受診者名簿（二次）	1	1	
健康診断結果データ	1		
特定健康診査結果データ	1		
B型肝炎特別健康診断個人票		1	原本を使用する。

### (9) 受領書の交付

結果票等を受領した場合は、結果票等と目録を確認した後、健診機関へ受領書を交付する。

## 12 留意事項

(1) 各実施場所では、当該所属以外の職員が受診する場合もある。

(2) 受診者については、実施期間中に追加する場合がある。

(3) 特別健康診断のみを受診する場合がある。実施方法等の詳細については、別途協議するものとする。

## 別紙①

## 定期健康診断等巡回実施場所及び実施日数（令和8年度）

所 属 等		住 所	定期健康診断 日数	深夜業務 者健診 日数
警察本部及び札幌市内警察署	警 察 本 部	札幌市中央区北2西7	20	2
	警 察 本 部 琴 似 庁 舎	札幌市西区八軒1西3	3	3
	高 速 道 路 交 通 警 察 隊	札幌市厚別区大谷地西5	1	1
	運 転 免 許 試 験 場	札幌市手稲区曙5-4	1	
	機 動 隊	札幌市南区真駒内南町6	2	
	警 察 学 校	札幌市南区真駒内南町5	2	
	中 央 警 察 署	札幌市中央区北1西5	3	2
	東 警 察 署	札幌市東区北16東1	2	2
	西 警 察 署	札幌市西区西野2-5	2	2
	南 警 察 署	札幌市中央区南29西11	2	2
	北 警 察 署	札幌市北区北24西8	3	2
	白 石 警 察 署	札幌市白石区菊水3-5	2	2
	豊 平 警 察 署	札幌市豊平区豊平7-13	3	2
	厚 別 警 察 署	札幌市厚別区厚別中央2-4	2	1
手 稲 警 察 署	札幌市手稲区富丘1-4	2	1	
小 計	15箇所	50	22	
札幌方面警察署	江 別 警 察 署	江別市弥生町23	1	1
	千 歳 警 察 署	千歳市東雲町5	2	1
	岩 見 沢 警 察 署	岩見沢市10東2	1	1
	岩 見 沢 警 察 署 三 笠 警 察 庁 舎	三笠市幸町4	1	1
	岩 見 沢 警 察 署 美 唄 警 察 庁 舎 ( 予 定 )	美唄市東1北7	1	1
	栗 山 警 察 署	栗山町朝日3	1	1
	栗 山 警 察 署 夕 張 警 察 庁 舎	夕張市旭町4	1	1
	滝 川 警 察 署	滝川市緑町1	1	1
	滝 川 警 察 署 砂 川 警 察 庁 舎	砂川市西1南12	1	1
	滝 川 警 察 署 赤 歌 警 察 庁 舎 ( 予 定 )	赤平市東大町3	1	1
	滝 川 警 察 署 芦 別 警 察 庁 舎 ( 予 定 )	芦別市南1東2	1	1
	小 樽 警 察 署	小樽市富岡1	2	1
	余 市 警 察 署	余市町朝日町27	1	1
	俱 知 安 警 察 署	俱知安町南1東2	1	1
	岩 内 警 察 署	岩内町字高台5	1	1
	伊 達 警 察 署	伊達市館山町10	1	1
	室 蘭 警 察 署	室蘭市東町4	2	2
	苫 小 牧 警 察 署	苫小牧市旭町3	3	2
	門 別 警 察 署	日高町富川東1	1	1
	静 内 警 察 署	新ひだか町静内古川町1	1	1
浦 河 警 察 署	浦河町築地2	1	1	
小 計	21箇所	26	23	
函館方面	函 館 方 面 本 部	函館市五稜郭町15-5	5	2
	函 館 中 央 警 察 署 木 古 内 警 察 庁 舎 ( 予 定 )	木古内町字本町550-3	1	1
	函 館 西 警 察 署	函館市海岸町11-27	2	1
	森 警 察 署	森町字上台町299-6	1	1
	八 雲 警 察 署	八雲町富士見町113	1	1
	松 前 警 察 署	松前町字福山164	1	1
	江 差 警 察 署	江差町字上野町30	1	1
	せ た な 警 察 署	せたな町北檜山区徳島4	1	1
寿 都 警 察 署	寿都町字渡島町82	1	1	
小 計	9箇所	14	10	

旭川方面	旭川方面本部	旭川市1条通25	5	2
	旭川中央警察署	旭川市6条通10	4	2
	士別警察署	士別市東5-5	1	1
	名寄警察署	名寄市西2北1	1	1
	名寄警察署美深警察庁舎	美深町字敷島98	1	1
	枝幸警察署	枝幸町本町705	1	1
	稚内警察署	稚内市大黒1	1	1
	富良野警察署	富良野市若葉町11	1	1
	深川警察署	深川市5-1	1	1
	深川警察署沼田警察庁舎	沼田町北1-6	1	1
	留萌警察署	留萌市高砂町3	1	1
	羽幌警察署	羽幌町南4-4	1	1
	天塩警察署	天塩町新栄通9	1	1
小計	13箇所	20	15	
釧路方面	釧路方面本部	釧路市黒金町10	5	2
	厚岸警察署	厚岸町真栄1-7	1	1
	弟子屈警察署	弟子屈町中央2	1	1
	根室警察署	根室市弥栄町1	1	1
	中標津警察署	中標津町西5南1	1	1
	本別警察署	本別町北1	1	1
	帯広警察署	帯広市西1北1-1	3	2
	帯広警察署池田警察庁舎(予定)	池田町西3-6	1	1
	新得警察署	新得町4南6	1	1
	広尾警察署	広尾町並木通東1	1	1
小計	10箇所	16	12	
北見方面	北見方面本部	北見市青葉町6	4	2
	遠軽警察署	遠軽町大通北5	1	1
	網走警察署	網走市南6東5	1	1
	美幌警察署	美幌町字大通南1	1	1
	斜里警察署	斜里町本町43	1	1
	紋別警察署	紋別市南が丘町1	1	1
	紋別警察署興部警察庁舎(予定)	興部町字興部755	1	1
小計	7箇所	10	8	
合計		75箇所	136	90

## 定期健康診断等検査内容及び健診予定人員

## 1 定期健康診断

検査項目	検査内容	対象者	予定人員
診 察	医師による問診、診察	全職員	11,038人
	血圧測定		
	身体測定（身長、体重、腹囲、BMI値）		
	視力検査（左右裸眼視力又は左右矯正視力）		
	聴力検査（会話法又は同等の検査）		
聴力検査	オーディオメーターによる1,000Hz(30db)及び4,000Hz(40db)の左右純音検査	35歳及び40歳以上の職員 航空整備士	5,355人
胸部検査	胸部X線撮影 デジタル 1枚	全職員	11,038人
血液検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 血液一般検査（赤血球、白血球、血色素、ヘマトクリット）</li> <li>○ 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）</li> <li>○ 血中脂質検査（総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）</li> <li>○ 腎機能検査（クレアチニン、e-GFR）</li> <li>○ 糖代謝検査（HbA1c、血糖（空腹時血糖））</li> <li>○ 尿酸検査</li> </ul>	全職員	11,038人
尿検査	蛋白、糖、ウロビリノーゲン、潜血	全職員	11,038人
心電図検査	安静時心電図検査	35歳及び40歳以上の職員	5,341人
胃部検査	胃部X線撮影 デジタル 8枚	40歳以上の職員	4,996人
大腸検査	便潜血検査（ヘモグロビン2日法）	40歳以上の職員	4,996人

※ 年齢は、令和9年3月31日現在とする。

## 2 採用時健康診断

検査項目	検査内容	対象者	予定人員
診察	定期健康診断に同じ（聴力検査を除く）	警察官	400人
聴力検査	定期健康診断に同じ		
胸部検査	定期健康診断に同じ		
血液検査	定期健康診断に同じ		
尿検査	定期健康診断に同じ		
心電図検査	定期健康診断に同じ		

## 3 特別健康診断

検査内容は次のとおりであるが、定期健康診断と同時に受診する場合、重複する検査項目（パトカー・白バイ乗務員健診の聴力検査）についてはパトカー・白バイ乗務員健診で実施をするものとする。なお、航空機整備士健診は定期健康診断と同時に実施することとして、検査項目は定期健康診断に含めるものとする。

### ○パトカー・白バイ乗務員健診

検査項目	検査内容	予定人員
一般検査	診察、視野、聴力（オーディオメーターによる1,000Hz(30db)及び4,000Hz(40db)の左右純音検査）、平衡機能、脊柱の検査	1,193人

### ○情報機器作業従事者健診

検査項目	検査内容	予定人員
一般検査	診察、視力（近見視力）、上肢及び脊椎の検査	215人

### ○航空機整備士健診

検査項目	検査内容	予定人員
一般検査	診察、聴力（オーディオメーターによる1,000Hz(30db)及び4,000Hz(40db)の左右純音検査）	定期健康診断に含む

### ○深夜業務従事者健診

検査項目	検査内容	予定人員
一般検査	診察、身長・体重・腹囲測定、視力（左右裸眼視力又は左右矯正視力）、聴力（会話法又は同等の検査）、血圧測定、尿検査（尿中の糖及び蛋白の検査）	3,623人

### ○B型肝炎特別健康診断

検査項目	検査内容	予定人員
HBs抗原	HBs抗原検査（MAT法又は同等の検査）	400人
HBs抗体	HBs抗体検査（PHA法又は同等の検査）	